参考様式

年　　月　　日

京都府知事　　　　　　　　　様

　京都府　　　広域振興局長　　様

　京都府　　　土木事務所長　　様

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

誓約書

私並びに京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号。以下「条例」という。)第２条第４号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人について、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

１　条例第３号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日からから５年を経過しない者

２　１の者がその事業活動を支配する者

|  |
| --- |
| 〇京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）  (定義)  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  (１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。  (２)　暴力団排除　暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより府内の事業活動又は府民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。  (３)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。  (４)　暴力団員等　次に掲げる者をいう。  ア　暴力団員  イ　法人でその役員又は公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの  ウ　個人で公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの  エ　暴力団員がその事業活動を支配する者  以降略  〇京都府暴力団排除条例施行規則（平成23年京都府公安委員会規則第５号）  (規則で定める使用人)  第２条　条例第２条第４号イ及びウに規定する公安委員会規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。  (１)　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者  (２)　営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの |